

自転車の事故・トラブルを話し合いで解決するお手伝いをします。

自転車ADRセンター

◎ADRとは？

Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の略称です。訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決する手続きのことです。裁判にくらべ、時間、コストがおさえられます。また、非公開で行うため、秘密が守られます。

◎自転車ADRセンターの特徴は？

自転車交通事故を専門に取り扱います。自転車の事故・トラブルを話し合いにより、解決に導くサポートをします。専門的な知識を有する者※が中立な立場で、申立人・相手方、それぞれの話を丁寧に聴き取り、双方が納得できるかたちでの和解を目指します。

◎対象となる事故は？

自転車ADRセンターで取り扱う紛争は、3つです。

- ①自転車と歩行者の事故
- ②自転車と自転車の事故
- ③自転車による器物の損壊

(対象外) 自転車の構造上の欠陥等による事故。
対クルマ・対オートバイの事故。

◎ADRセンターに支払う費用は？

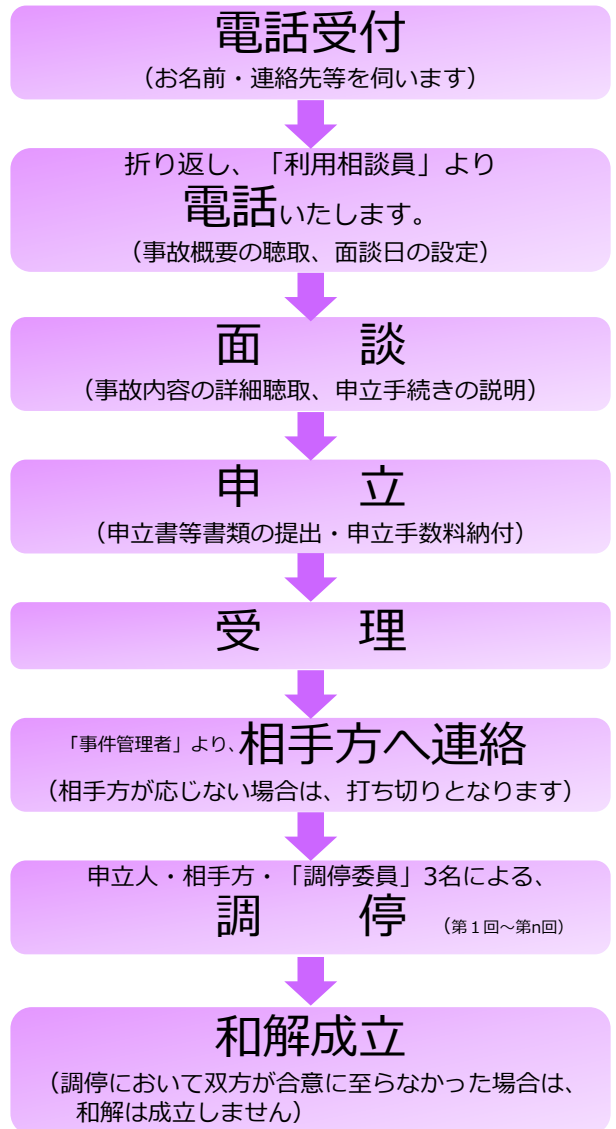
- ・申立手数料 5,000円（消費税別）
- ・和解成立手数料 経済的利益の額により、決定します。
- ・その他 鑑定料（事故鑑定が必要となった場合）など

※「利用相談員」「事件管理者」は、自転車の専門分野で従事経験のある者が担当します。また「調停委員」は、中立・公正な立場の弁護士が務めます。

自転車ADRセンターは、下記団体の協力を得て、運営しております。

- (一財) 自転車産業振興協会・(一財) 日本交通安全教育普及協会
- (公財) 日本サイクリング協会・(公財) 日本自転車競技連盟
- (一財) 日本車両検査協会・日本自転車軽自動車商協同組合連合会
- (一社) 自転車協会・(一財) 日本自転車普及協会

◎和解までの主な流れ



詳しくは「自転車ADRセンターのしおり」をご覧ください。

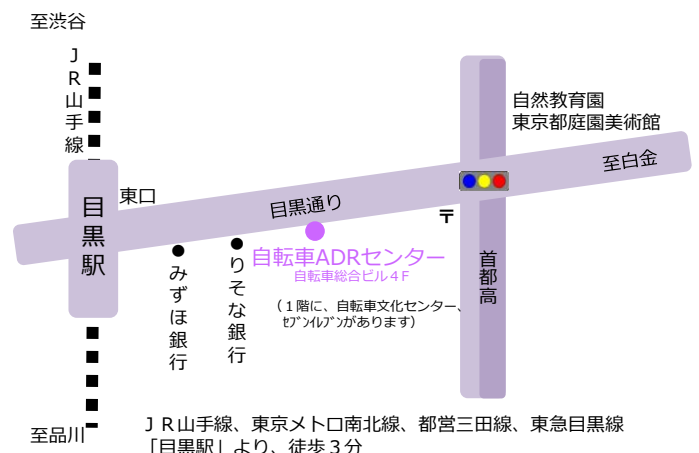


自転車ADRセンター

(認証日：平成25年2月21日/法務大臣認証番号第123号)

〒141-0021
東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル4階
一般財団法人日本自転車普及協会内

☎受付 **03-4334-7959**
月・木 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)



JR山手線、東京メトロ南北線、都営三田線、東急目黒線「目黒駅」より、徒歩3分